

治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定により定める議会の議決すべき事件とする。

- (1) 県行政の総合的かつ計画的な運営を図るための基本構想
- (2) 前号に掲げるもののほか、県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を定める計画
(議会へ報告すべき事件)

第3条 知事その他の執行機関(以下「知事等」という。)は、県行政の各分野において基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するもの(実施期間が3年未満のものを除く。以下この条において「計画等」という。)を策定したときは、次に掲げる事項を議会に報告しなければならない。

- (1) 当該計画等の実施方針
- (2) 当該計画等の実施期間
- (3) 当該計画等の主要な目標

2 知事等は、計画等の変更(前項各号に掲げる事項の変更(軽微なものを除く。)に限る。)又は廃止をしたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

(基本計画の案の報告等)

第4条 知事等は、基本計画の策定又は変更をしようとするときは、あらかじめ、その案の概要を議会に報告するとともに、一般に公表し、県民等の意見が反映されるよう必要な措置を講じなければならない。

(実施状況に対する評価の報告等)

第5条 知事等は、毎年、基本計画に基づく主要な事業の実施状況に対する評価を行い、その概要を議会に報告するとともに、一般に公表しなければならない。

(知事への意見)

第6条 議会は、次に掲げる場合には、知事に意見を述べることができる。

- (1) 計画的かつ効果的な県行政の推進のために新たに基本計画を策定する必要があると認めるとき。
- (2) 社会経済情勢の変化等により、基本計画の変更又は廃止をする必要があると認めるとき。
- (3) 基本計画に定める事業の進捗状況を勘案して、その実施を推進する必要があると認めるとき。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用関係)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以降に策定される基本計画等について適用する。

(既存の基本計画等に係る附則第2項の特例等)

3 この条例の施行の際現に策定されている未来への提言については、第2条第1号に規定する基本構想到該当するものとし、前項の規定にかかわらず、同条及び第4条から第6条までの規定を適用する。

4 この条例の施行の際現に策定されている計画等で次に掲げるものについては、第3条第1項に規定する計画等に該当するものとし、附則第2項の規定にかかわらず、同条の規定を適用する。

- (1) 県政改革ビジョン
- (2) 財政改革推進プログラム
- (3) 長野県男女共同参画計画
- (4) 長野県老人保健福祉計画・第2期介護保険事業支援計画

- (5) 長野県障害者計画
- (6) 第四次長野県保健医療計画
- (7) 長野県環境基本計画
- (8) 長野県水環境保全総合計画
- (9) 長野県科学技術産業振興指針
- (10) 長野県観光振興基本計画
- (11) 産業活性化・雇用創出プラン
- (12) 2010年長野県農業長期ビジョン
- (13) 2010年長野県森林・林業長期構想
- (14) 長野県景観形成基本計画
- (15) 長野県教育長期構想
- (16) 信州はぐくみプラン

議 事 課



特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年7月19日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第47号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成10年長野県規則第36号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条」を「第7条」に改める。

第14条の次に次の1条を加える。

(電磁的記録による保存及び作成の方法)

第15条 条例第6条第2号に規定する規則で定める方法は、次の各号のいずれかの方法とする。

(1) 作成された電磁的記録を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下この条において「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2 条例第6条第5号に規定する規則で定める方法は、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

生活文化課NPO活動推進室